

食安発 0614 第 1 号

平成 23 年 6 月 14 日

各 { 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 } 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長

生食用食肉を取り扱う施設に対する監視指導の徹底について

本年 5 月 5 日付け食安発 0505 第 1 号により実施した生食用食肉を取り扱う営業施設に対する緊急監視の結果について、本日、別添のとおり取りまとめたので、お知らせします。

本監視結果を踏まえ、引き続き下記により、監視指導方お願いします。

記

1. 生食用食肉の衛生基準に適合しなかったため、生食用食肉の取扱いを中止するよう指導した施設について、引き続き、監視指導を行い、当該施設が取扱いを再開しようとする場合は、改善結果について衛生基準に適合していることを確認すること。
2. 生食用食肉を取り扱う施設（新たに提供を開始する施設を含む。）については、引き続き、夏期一斉取締り等において、監視指導を行い、衛生基準通知が徹底されるよう重ねて指導すること。
3. 本年 5 月 10 日付け食安発 0510 第 1 号にて通知した、生食用食肉を提供する飲食店における生食用の加工を行った施設等の店内、メニュー等への掲示、また、業者間取引において生食用の加工を行っているか否かの文書による確認を行うよう指導すること。

